

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都西多摩郡瑞穂町長岡三丁目 7 番地 8

氏名 有限会社野村商店
代表取締役 野村 正義

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 1 4 条第 6 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 4 年 1 0 月 2 8 日

許可の有効年月日 令和 9 年 1 0 月 2 7 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

圧縮：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

(以上 3 種類)

破碎：廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

(以上 4 種類)

2 事業の用に供する施設

施設住所：東京都西多摩郡瑞穂町長岡三丁目 7 番地 8

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
圧 縮	廃プラスチック類	3.00 (t/日)	6.06 (t/日)	平成 9 年 12 月 12 日	-----	-----
	金属くず	7.60 (t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	4.56 (t/日)				
破 碎	廃プラスチック類	1.24 (t/日)	2.76 (t/日)	平成 15 年 3 月 20 日	-----	-----
	木くず	0.83 (t/日)				
	金属くず	1.17 (t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	5.20 (t/日)				

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として 8 時から 1 7 時までとする。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 10 年 2 月 27 日 新規許可

令和 4 年 10 月 28 日 更新許可 第 5 回

5 規則第 10 条の 4 第 5 項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)



東京都